

番号	章	施策の方向	施策	内容	進捗状況
1	2-5(1)	事故防止の推進	安全交通思想の普及	交通事故防止のため、警察などと連携して、交通安全教室を実施するなど、市民に対する交通安全思想の一層の普及を図る。	障害のある人を対象とする交通安全事業実施には至っていないものの、特別支援学校などに対して交通安全教室の概要説明をするなど、事業実施に努めている。 【市民安全推進課】
	2-5(1)		交通安全教育の推進	学校教育において、交通事故防止のための交通安全指導を徹底し、交通災害の防止を図る。	学校教育において、特別支援学級での交通安全教室は実施していないが、実施について検討している。また、各交通安全啓発物を活用し、実情にあわせた交通安全指導を行っている。 【保健体育課】
2	6-5(1)	庁内体制の充実	まちづくりの全庁的な推進	「千葉県福祉のまちづくり条例」及び「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針」に基づく総合的かつ効果的なまちづくりの推進を図る。	千葉県福祉のまちづくり条例についての相談や申請に対する対応など、千葉県福祉のまちづくり条例を活用し、福祉のまちづくりの推進を図っている。 【障害福祉課】
3	6-5(1)	建築物の整備	市が建設する施設のバリアフリー化の推進	庁舎、図書館、公民館、体育施設など市の施設の新設または改修を行うに当たり、アプローチ(敷地内の通路)、駐車場、出入口、階段、手すり、エレベーター、トイレ(オストメイト対応型トイレ含む)など障害のある人に配慮した整備を図る。	老朽化等による図書館、公民館、体育施設等の建替えにあたり、アプローチ(敷地内の通路)、駐車場、出入口、階段、手すり、エレベーター、トイレ(オストメイト対応型トイレ含む)など障害のある人に配慮している。 【関係各課】
			民間建築物のバリアフリー化の促進	不特定多数の人が利用する民間建築物の新設または改修を行うに当たり、建築主・事業者などに対して「千葉県福祉のまちづくり条例」、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」及び「福祉のまちづくり環境整備指針」の周知徹底と意識・理解の高揚を図る。	千葉県福祉のまちづくり条例についての相談や申請に対する対応など、千葉県福祉のまちづくり条例を活用し、福祉のまちづくりの推進を図っている。 【障害福祉課】 窓口に来庁された事業者等に「千葉県まちづくり条例」について周知している。 【建築指導課】
5	6-5(2)	公的住宅の整備	市営住宅の確保	市営住宅について、障害のある人向け住居の確保を図る。	借上公営住宅を建設し、障害者用として整備を行っている。 【住宅政策課】
6	6-5(2)	公的住宅の整備	市営住宅への入居の促進	市営住宅へのい障害のある人の入居について、緩和措置を行い、入居の促進を図る。	障害者世帯の月収額による資格基準を一般世帯に比べ緩和している。 【住宅政策課】
7	6-5(2)	民間住宅の整備の方向付け	住宅の整備の促進	住宅を障害のある人などが生活しやすく増改築するための相談体制の整備を図る。	市役所、公民館、フェイスにて会場を替えて毎月3回、無料増改築相談会を行っている。障害福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、フェイス、各出張所、各公民館にて相談会のチラシを配布して周知を図っている。 【住宅政策課】 相談件数 H20年度 31件 H21年度 29件 H22年度 41件 H23年度 52件 H24年度 51件 H25年度 27件
8	6-5(2)	民間住宅の整備の方向付け	住宅改造の支援	①身体障害者及び知的障害者に対する住宅整備資金貸付制度の充実を図る。	住宅整備資金の貸付を行うことにより、社会生活の向上に寄与している。 【障害福祉課】 H20年度 0人 H21年度 0人 H22年度 1人 H23年度 1人 H24年度 0人 H25年度 1人
			②障害者に対する住宅改造資金の助成制度の充実を図る。	住宅改造資金の貸付を行うことにより、社会生活の向上に寄与している。 【障害福祉課】 H20年度 7人 H21年度 9人 H22年度 3人 H23年度 2人 H24年度 6人 H25年度 11人	
9	6-5(2)	民間住宅の整備の方向付け	民間賃貸住宅入居支援事業の利用促進	連帯保証人の確保に苦慮している心身障害者世帯等に対し、民間賃貸住宅入居支援事業により、入居の促進を図る。	介護保険高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、ホームページに掲載して周知を図っている。 【住宅政策課】 H20年度 申請件数 1件 相談件数 - 件 H21年度 申請件数 0件 相談件数 - 件 H22年度 申請件数 1件 相談件数 - 件 H23年度 申請件数 0件 相談件数 58件 H24年度 申請件数 0件 相談件数 62件 H25年度 申請件数 0件 相談件数 23件

各論 第5章 生活環境(第2次計画進捗状況)

番号	章	施策の方向	施策	内容	進捗状況
10	6-5 (2)	公共交通機関の利用環境の整備	公共交通機関の利用の利便性の確保	①公共交通機関の構内通路、階段、エレベーター、エスカレーター、改札口、券売機、乗降場などについて、事業者が施設の新築や大規模な改修等を行う際には、「バリアフリー新法」、「千葉県福祉のまちづくり条例」及、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」及び「福祉のまちづくり環境整備指針」に基づいた施設となるように呼びかける。	①事業者が駅の改修等を行う際の協議時において、「バリアフリー新法」、「千葉県福祉のまちづくり条例」、「千葉県ユニバーサルデザイン整備指針」に基づいた施設となるように呼びかけている。 【都市計画課】
				②バリアフリー新法にかかる「船橋市移動円滑化基本構想」に基づいて優先順位の高い施設からエレベーター等の設置を各事業者とともに促進するよう事業者呼びかける。	②「船橋市移動円滑化基本構想」に基づくものではないが、バリアフリー新法に基づく移動円滑化基準に適合するよう、鉄道事業者が行うバリアフリー化設備設置費等の一部を補助し、鉄道駅の移動等円滑化による利便性の確保を図っている。 【都市計画課】
				③ノンステップバスの導入をバス事業者とともに促進する。	③平成20～24年度の市から補助の実績はなく、各路線バス事業者において適合車両への買い替え等を進めている。 【都市計画課】
11	6-5 (2)	公共交通機関の利用環境の整備	「バリアフリー新法」に基づく重点整備地区のバリアフリー化	「船橋市移動円滑化基本構想」で位置づけた重点整備地区の特定旅客施設及び公共公益施設等への特定経路のバリアフリー化事業を、効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関と連絡調整を図る。	「船橋市移動円滑化基本構想」において実施する事業については、各管理者、事業者が作成する特定事業計画によって進められており、バリアフリー化事業を、効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関に呼びかけるとともに、特定事業計画の進捗状況の把握に努めている。 【都市計画課】
12	6-5 (2)	道路の整備	ゆとりのある歩行空間の推進	幅員にゆとりのある歩行空間の整備を図る。	市民要望に寄せられる歩道延長整備を行っている。 【道路建設課】 H20年度整備延長 369m H21年度整備延長 900m H22年度整備延長 833m H23年度整備延長 715m H24年度整備延長 1,025m H25年度整備延長 1,692m
				幅員にゆとりのある歩行空間の整備を図る。	歩道について、用地取得できた箇所から計画幅員3.5m等で順次工事施工している。 【街路課】
13	6-5 (2)	道路の整備	段差等の解消	歩道の整備について、車道との段差、凹凸、勾配の解消を図る。	歩道の整備について、段差、凹凸、急な勾配をなくしたセミフラット型の歩道を整備しています。 【道路建設課】
				歩道の整備について、車道との段差、凹凸、勾配の解消を図る。	歩道形態をセミフラット型にするなど歩道と車道の段差をなくし、また歩道の横断勾配を1～2%にするなど歩行者の安全を考慮し整備している。 【街路課】
14	6-5 (2)	道路の整備	公園等の整備	公園等の出入口、園路、ベンチ、トイレなど、障害のある人に配慮した整備を図る。	平成21年度より実施し、平成23年度から補助事業(バリアフリー)にて既存近隣公園を計画的に実施している。 【公園緑地課】 H20年度 出入口1箇所・水飲場1箇所 H21年度 便所1箇所 H22年度 出入口4箇所・水飲場3箇所 H23年度 出入口1箇所・水飲場1箇所・便所1箇所 H24年度 出入口4箇所・水飲場1箇所・便所2箇所 H25年度 出入口7箇所・園路3箇所・水飲場6箇所 ・便所4箇所・駐車場3箇所
15	6-5 (3)	歩行空間の整備	放置自転車の解消	自転車等駐車場の整備、放置自転車の規制・撤去、市民への啓発などにより、歩行の妨げとなる放置自転車の解消に努める。	毎年放置防止キャンペーンを行い、広く市民に啓発を行っている。 【都市整備課】 H20年度 4箇所 15,524台 H21年度 0箇所 14,070台 H22年度 2箇所 14,939台 H23年度 1箇所 13,491台 H24年度 2箇所 12,749台 H25年度 2箇所 11,547台
16	6-5 (3)	歩行空間の整備	不法占用物などの除去	歩行の妨げとなる不法占用物などの除去に努める。	道路管理者・警察など関係機関との共同により違反屋外広告物除却パトロールを実施している。委託事業により、違反屋外広告物除却を市内を7地区に分け、年末年始、日祝日を除き、毎日実施している。 【都市計画課】
					年末年始の市内主要駅前合同パトロール(県、警察、都市計画課)の実施している。 【道路管理課】

各論 第5章 生活環境(第2次計画進捗状況)

番号	章	施策の方向	施策	内容	進捗状況
17	6-5 (3)	歩行空間の整備	歩行空間の整備	幅の広い歩道の整備、歩車道の分離、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設など、障害者に利用しやすい歩行空間の整備を図る。	視覚障害者誘導用ブロックの設置は、歩道整備事業の安全施設設置工事で実施している。平成25年度は市道00-033号線に設置した。 【道路建設課】 H20年度整備延長 0m H21年度整備延長 0m H22年度整備延長 0m H23年度整備延長 172m H24年度整備延長 740m H25年度整備延長 78m  横断歩道や危険箇所に点字ブロックを設置している。また、透水性塗装（滑り止め効果あり）に採用等を計画している。 【街路課】
18	6-5 (3)	歩行空間の整備	交通安全施設の整備	「歩車分離式信号」や「音響装置付信号」などの信号機・案内標識など、障害のある人に配慮した交通安全施設の導入を近隣地域と連携を図り、警察署に要望していく。	平成25年4月より、市民安全推進課（当時、交通安全課）から、警察への要望相談窓口を引き継いでいる。「歩車分離式信号」や「音響装置付信号」を設置した実績はない。 【道路建設課】